

岐阜県公報

第 二 千 九 百 四 十 七 号
平 成 三 十 年 五 月 十 八 日

(金曜日)

目 次

告 示

○土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

○指定医療機関の名称の変更の届出

○指定医療機関の廃止の届出

○指定訪問看護事業者等の所在地の変更届出

○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

○指定介護機関の名称の変更の届出

○指定介護機関の廃止の届出

○指定介護機関の休止の届出

○保安林に指定する予定である旨の通知

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○建築基準法に基づく道路の位置指定

公 示

○落札者等に関する公示

○毒物劇物取扱者試験の実施

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
○家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の書換交付
○落札者等に関する公示
○土地改良区の定款の変更認可
○警備員指導教育責任者講習の実施

(同) (三二四)
(畜産課) (三二四)
(図書館) (三二五)
(飛騨農林事務所) (三二五)
(生活安全総務課) (三二五)

(市町村課) (三一)
(業務水道課) (三一)
(商業・金融課) (三三)

(同) (三〇五)
(同) (三〇六)
(同) (三〇七)
(同) (三〇八)
(治山課) (三〇八)
(道路維持課) (三〇九)
(同) (三一一)
(建築指導課) (三二〇)

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十年五月十八日

告 示

岐阜県告示第二百五十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域
平成二十七年岐阜県告示第三百八十九号により指定した区域（瑞浪市小田町字下呂一九〇五番一の一部）の全部
- 二 指定に係る特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおの内科クリニック	各務原市鵜沼大伊木町二一八五	平成三〇・四・一
ふじい内科クリニック	揖斐郡池田町本郷九一七一	同
日本調剤土岐薬局	土岐市土岐津町土岐口七〇三二二	同
ピノキオ薬局 伊木山	各務原市鵜沼大伊木町一八八九	同

岐阜県告示第二百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
医療法人社団 穂隆会	七 瑞穂市別府二二九	吉村訪問看護ステーション	七 瑞穂市別府二二九	平成三〇・四・一

岐阜県告示第二百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生

生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名	称	所	在	地	変	更	年	月	日
新	トーカイ薬局	中							
旧	トーカイ薬局	F							
	C 中津川中央店								

岐阜県告示第二百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名	称	所	在	地	廃	止	年	月	日
後	藤眼科医院	各務原市那加吾妻町三四							
水	野齒科医院	土岐市駄知町一九四五―							

岐阜県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる業務の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変	更	年	月	日
新 特定医療法人 生仁会	高山市国府町村山	須田病院訪問看護ステーション	高山市国府町村山					
旧 医療法人 生仁会	高山市国府町村山	須田病院訪問看護ステーション	高山市国府町村山					

平成三十年五月十八日

岐阜県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サビスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
恵那市デイサービスセンター 恵愛	恵那市大井町二七一六 一六六	介護予防 通所介護	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	平成三〇・四・一
特別養護老人ホーム 万年 青苑	恵那市長島町永田三八 一番地四九	短期入所 生活介護	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	同
特別養護老人ホーム 万年 青苑	恵那市長島町永田三八 一番地四九	介護予防 生活介護	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	同
グループホーム 万年青	恵那市大井町奥戸二七 〇九番地八七	認知症対 応型共同 生活介護	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	同
グループホーム 万年青	恵那市大井町奥戸二七 〇九番地八七	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	同
グループホーム 花の木	恵那市大井町奥戸二七 〇九番地七二	認知症対 応型共同 生活介護	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	同
グループホーム 花の木	恵那市大井町奥戸二七 〇九番地七二	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	同
特別養護老人ホーム明日香 苑	恵那市三郷町佐々良木 一四七〇番地一	介護予防 短期入所 生活介護	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	同
ケアプランセンター明日香 苑	恵那市三郷町佐々良木 一四七〇番地一	居宅介護 支援事業	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	同
デイサービスセンター明日 香苑	恵那市三郷町佐々良木 一四七〇番地一	介護予防 通所介護	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	同

岐阜県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条

第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
新 トーカイ薬局 中津川中央店	中津川市えびす町三一	居宅療養管理指導	株式会社 ウイズユー	多治見市市之倉町一二 ―三三一―三六	平成三〇・四・一
旧 トーカイ薬局 中津川中央店	中津川市えびす町三一	介護予防 居宅療養 管理指導	株式会社 ウイズユー	多治見市市之倉町一二 ―三三一―三六	同
新 トーカイ薬局 中津川中央店	中津川市えびす町三一	介護予防 居宅療養 管理指導	株式会社 ウイズユー	多治見市市之倉町一二 ―三三一―三六	同
新 ケアプランセンター明日香苑	恵那市三郷町佐々良木 一四七〇―一	居宅介護 支援事業	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	平成二四・六・一
旧 在宅介護支援センター明日香苑	恵那市三郷町佐々良木 一四七〇―一	短期入所 生活介護	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	平成一六・一〇・二五
新 特別養護老人ホーム明日香苑	恵那市三郷町佐々良木 一四七〇―一	居宅介護 支援事業	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	平成二四・六・一
旧 恵那・恵南老人福祉施設明日香苑	恵那市長島町永田三八 一番地四九	居宅介護 支援事業	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	平成二四・六・一
新 万年青苑ケアプランセンター	恵那市長島町永田三八 一番地四九	居宅介護 支援事業	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	平成二四・六・一
旧 万年青苑在宅介護支援センター	恵那市長島町永田三八 一番地四九	居宅介護 支援事業	社会福祉法人 恵和会	恵那市長島町永田三八 二番地三八	平成二四・六・一

岐阜県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

笠松町社会福祉協議会 本ムヘルプサービスセンター

羽島郡笠松町長池四〇八―一

介護予防訪問介護

社会福祉法人 福祉協議会

笠松町社会

羽島郡笠松町長池四〇八―一

平成三〇・三・三一

岐阜県告示第二百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

休 止 年 月 日

万年青苑デイサービスセンター

恵那市長島町永田三八一番地四九

通所介護

社会福祉法人 恵和会

恵那市長島町永田三八二番地三八

平成三〇・三・三一

万年青苑ケアプランセンター

恵那市長島町永田三八一番地四九

居宅介護支援事業

社会福祉法人 恵和会

恵那市長島町永田三八二番地三八

同

岐阜県告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市葛原字田島一九一三、字梶田二〇四一、二〇四三、二〇五五、二〇五六・二〇五七・二〇五九合併、二〇五八、二〇六〇、二〇六一、二〇六三、二〇六四、二〇六七、二〇六八、二〇七八の二、二〇七八の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町高砂字坊切一八四の一・一一八五・一二五七・一二五八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
県道		高町山方線		高山市上野町二二八番九二地先から同市同町一九九番一八地先まで		後		前		後		備考	
						二〇・五		一四・三		四七・八			

岐阜県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
県道		関ヶ原線		不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字宝有地五七九番二地先地内		後		前		後		備考	
						二四・五		一八・五		二四・五			

岐阜県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

国道一般 号	道の種類 路線名	区 間	区域 変更 前後		敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
			後	前			
四百十七		揖斐郡揖斐川町東横山字 仙ヶ谷一四六一番七地先 から 同 郡 同 町 同 字 まで 一四六二番六地先	二・三 三・五	七・五 一五・九	（メートル）	（メートル）	
						三四・三	

岐阜県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類 路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域又は 決定又は 変更の 年月日 ほか）
古川宇津 江四十八 海国府線		高山市国府町宇津江字中村一 四七一番一地先から 同 市 同 町 同 字 同 一 四七二番地先まで	六〇〇	平成 三〇・五・一八	平成 三〇・三・二四 平成 二六・八・元

岐阜県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類 路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域又は 決定又は 変更の 年月日 ほか）
古川宇津 江四十八 海国府線		高山市国府町宇津江字宮洞一 五四六番二地先から 同 市 同 町 同 字 同 一 六三二番一地先まで	二六・五	平成 三〇・五・一八	平成 二六・三・二四

岐阜県告示第二百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	指 定 年 月 日
	（メートル）	（メートル）		

瑞穂市稲里字二ノ町二九六番七	四・六	二・三	岐西建築第一四一六号の	平成 三〇・一・三
羽島郡岐南町徳田四丁目一八四番四	五・〇	三・七	岐西建築第一一六号の	同 一・三
瑞穂市本田字仲西八九七番四	四・六	三・〇	岐西建築第一一六号の	同 二・九
瑞穂市本田字仲西九〇六番四及び同番二の一部	四・八	三・〇	岐西建築第一一六号の	同 三・七
揖斐郡大野町大字黒野字西大堀一四四番四	六・〇	四・三	岐西建築第一一六号の	同 三・五

中濃建築事務所長

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年 月 日 定
可児郡御嵩町古屋敷字栢ノ木五五六番四	六・〇	四・〇	中建策第三七号の二二	平成 三〇・一・三
美濃加茂市本郷町九丁目字薬師下二〇六〇番六一	六・二	五・四	中建策第三七号の二四	同 二・三
美濃加茂市本郷町九丁目字薬師下二〇六〇番六一	六・二	五・四	同	同
美濃加茂市御門町二丁目字上畑一一三三番一四	六・〇	三・八	中建策第三七号の二三	同 二・四
美濃加茂市本郷町一丁目字切通橋下一九九八番六及び同字二子六六〇番三	五・〇	四・六	中建策第三七号の二五	同 三・四

東濃建築事務所長

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年 月 日 定
中津川市手賀野字円通寺四〇一番五、四〇三番九及び中津川市所管法定外公共物(水路)	六・〇 七・〇	六・七 五・二	東建築第七〇号の一三	平成 三〇・三・一

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの回線使用、監視及び保守業務 一式
 - 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第11条第1項第1号該当
 - 契約の相手方を決定した日 平成30年4月1日
 - 契約の相手方の氏名及び住所 地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦
東京都千代田区一番町25番地
 - 契約金額 51,562,081円
 - 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部市町村課
(2) 所 在 地 岐阜市数田町二丁目1番1号
- 。毒物劇物取扱者試験の実施
- 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第3百三十三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施しますので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。）第八条の規定により公示します。
- 平成三十年五月十八日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 試験の日時

平成三十年八月二十二日（水）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

岐阜市三田洞東五丁目六番一号 岐阜薬科大学三田洞キャンパス

三 試験の種類

次のうちいずれか一つを選んで受験してください。

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規

(二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験（筆記により実施）

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

五 出願書類

1 受験願書（氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印によること。）
一通

2 写真（出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 一枚

六 受験手数料

一万五百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください（消印しないこと。）。

七 願書受付期間

平成三十年六月四日（月）から同月十五日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

八 願書受付場所

1 県保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）

2 岐阜県健康福祉部薬務水道課

九 郵送による受験願書の受付

1 願書郵送受付期間

平成三十年六月四日（月）から同月十五日（金）までの消印のあるものに限ります。

2 願書送付先

〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県健康福祉部薬務水道課

3 願書郵送方法

出願書類については、「五 出願書類」のとおりです。

出願書類は、角形二号の封筒に入れ、封筒には「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により提出してください。

また、一つの封筒に入れることができる出願書類は、一件です。

十 受験票の送付

受験者に対して、平成三十年七月二十七日（金）までに岐阜県健康福祉部薬務水道課から受験票を送付します。

十一 合格発表

平成三十年九月十九日（水）午前十時

試験合格者の受験番号を県庁及び県保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲示するほか、合格者には合格証を送付します。

岐阜県庁ホームページ（薬務水道課）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/yakuji/>

十二 試験結果の提供

毒物劇物取扱者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

毒物劇物取扱者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

平成三十年九月十九日（水）から同年十月十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで（平成三十年九月十九日（水）にあつては、午前十時から午後五時十五分まで）

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）及び県保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十三 問合せ先

岐阜県健康福祉部薬務水道課（電話〇五八―二七二八二八五）

岐阜保健所生活衛生課（電話。五八―三八〇―三〇〇三）

岐阜保健所本巢・山県センター生活衛生課（電話。五八―二二三―七二六九）

西濃保健所生活衛生課（電話。五八四―七三二―一内線二六八）

西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話。五八五―二三二―一内線二六二）

関保健所生活衛生課（電話。五七五―三三二―四〇一内線三五七）

関保健所郡上センター生活衛生課（電話。五七五―六七―一内線三五二）

可茂保健所生活衛生課（電話。五七四―二五三―一内線三七六）

東濃保健所生活衛生課（電話。五七二―二三二―一内線三五九）

恵那保健所生活衛生課（電話。五七三―二六二―一内線二五五）

飛騨保健所生活衛生課（電話。五七七―三三二―一内線三三二）

飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話。五七六―五二二―一内線三五四）

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年五月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年五月七日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社安田殖産

三 建物の名称及び所在地

（仮称）ドン・キホーテ大垣浅草店

大垣市浅草四丁目六五番地二 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）安田殖産株式会社 代表取締役 安田 裕三

大垣市横曽根三丁目一五八五番地の一

（変更後）有限会社安田殖産 代表取締役 安田 裕三

大垣市横曽根三丁目一五八五番地の一

大規模小売店舗の名称

（変更前）ピアゴ浅草店

（変更後）（仮称）ドン・キホーテ大垣浅草店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 佐古 則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外一者

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治

東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号 外一者

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年五月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・
金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年五月七日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社安田殖産

三 建物の名称及び所在地

(仮称) ドン・キホーテ大垣浅草店
大垣市浅草四丁目六五番地二 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時～午後九時 (年間十日間は午前九時～午後九時)

(変更後) 午前七時～翌午前四時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時半～午後九時半 (年間十日間は午前八時半～午後九時半)

(変更後) 午前六時半～翌午前四時半

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前七時～午後八時

(変更後) 午前六時～午後十時

。大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により意見書

の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年五月十八日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課
において縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) トライアル岐南八剣北店

羽島郡岐南町八剣北七丁目一四三番

二 意見の概要

岐南町長の意見

・ 交通について

・ 騒音対策について

(届出事項 新設)

。家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の書換交付

家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第八条第一項の規定により農林水産
大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨通報を受けたので、同条第二項の規定
により公示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

(肉用牛)

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
一〇八六五〇九〇八七一	種畜の名前の変更、 種畜の飼養者の住所 及び氏名又は名称の 変更	飛真弓五九二 岐阜県高山市 高根町留之原 一七四四一三 農事組合法人	飛真弓五九二 の一 岐阜県高山市 清見町牧ヶ洞 四三九三一 岐阜県畜産研

		タカネカウマ ンション	研究所
--	--	----------------	-----

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 特定役務の名称及び数量 岐阜県図書館図書購入業務に係る基本契約 一 次
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成30年 2 月 9 日
- 落札者を決定した日 平成30年 3 月23日
- 落札者の住所及び氏名 岐阜市坂井町二丁目 4 番地
岐阜県書店商業組合
代表理事 木野村 匡
- 落札金額 990円（本体価格1,000円（消費税及び地方消費税相当額を加算していない額）の図書に対する額（消費税及び地方消費税相当額を加算していない額））
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県図書館企画課資料係
(2) 所 在 地 岐阜市宇佐四丁目 2 番 1 号

。土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認可年月日
上 野 平 土 地 改 良 区	平成三〇・五・八

。警備員指導教育責任者講習の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成三十年五月十八日

岐阜県公安委員会
委員長 古 田 善 伯

一 実施する講習の区分、実施期間、定員及び手数料

区 分	実施期間	定員	手数料
法第一条第一項第一号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の新規取得講習（以下「一号新規取得講習」という。）	平成三十年七月二日（月）から七月十日（火）までの九日間（土曜日及び日曜日を除く。）	三〇人	四七、〇〇〇円

二 講習時間

午前九時（一号追加取得講習初日については、午後零時三十分）から午後五時まで。ただし、講習最終日においては、修了審査が終了するまでとする。

三 講習場所

岐阜市茜部中島三丁目二〇番地 一般社団法人岐阜県警備業協会 電話（〇五八）二七六〇七七八

四 受講対象者（受講資格）

- 一号新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

- (一) 最近五年間に法第二条第一項第一号に規定する警備業務の区分（以下「一号区分」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
 - (二) 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号、以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（一号区分に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - (三) 検定規則第四条に規定する二級の検定（一号区分に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上一号区分に係る警備業務に従事しているもの
 - (四) 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号、以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（一号区分に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者
 - (五) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（一号区分に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上一号区分に係る警備業務に従事しているもの
- 2 一号追加取得講習
- 受講申込みを行う日において、一号区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は規則第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、四の1の(一)から(五)までのいずれかに該当するもの
- 五 講習申込手続
- 1 事前予約
- 講習の受講を希望する場合は、次により講習の事前予約を行うこと。
- (一) 期間
- 平成三十年六月七日（木）及び六月八日（金）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）。ただし、事前予約の受付期間中であつても、定員に達したときは、受付を締め切る。

(二) 方法

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課（予約専用電話〇九〇—一四七七—八二六二）へ電話の上、受講希望の申出を行うこと（予約専用電話以外での予約は、受け付けない。）。

2 受講の申込み

1 により予約番号を取得した受講希望者は、六の提出書類を持参の上、次により受講の申込みを行うこと（郵送又は代理人による申込みは、受け付けない。）。

(一) 期間

平成三十年六月十一日（月）から六月二十日（水）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(二) 場所

岐阜県内の各警察署生活安全課

(三) 留意事項

事前予約後、(一)の期間内に受講の申込みがない場合又は受講資格を満たしていないことが判明した場合は、受講を認めない。

六 提出書類

1 警備員指導教育責任者講習受講申込書（規則別記様式第一号、以下「受講申込書」という。）一通

受講申込書には、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚を貼付すること。

2 四の受講対象者に該当することを疎明する書面

(一) 一号新規取得講習を受講する者

(1) 四の1の(一)に該当する者

最近五年間に一号区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であることを疎明する書面（一号区分の警備業務を行う警備業者等が作成したものに限る。）及び履歴書

(2) 四の1の(二)に該当する者

一級検定に係る合格証明書の写し

(3) 四の1の(三)に該当する者

二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して一年

以上一号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面

(4) 四の1の(四)に該当する者

旧一級検定に係る検定合格証の写し

(5) 四の1の(五)に該当する者

旧二級検定に係る検定合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上一号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面

(二) 一号追加取得講習を受講する者

(1) 資格者証又は講習修了証明書の写し

(2) 四の2に該当することを疎明する六の2の(一)の(1)から(5)までのいずれかの書面

七 手数料の納付方法

受講申込みの際、岐阜県収入証紙により納付（各警察署に備付けの納付書に貼付）すること。

八 その他

1 携行品及び集合時間

筆記具（鉛筆及び消しゴム）を携行し、講習初日の講習開始十五分前までに集合すること。

2 講習修了証明書の交付

修了審査に合格した者に対しては、講習修了証明書を交付する。

3 委託先

本講習は、岐阜市西部中島三丁目二〇番地所在の一般社団法人岐阜県警備業協会に委託して実施する。

4 講習に関する問合せ先

岐阜県警察本部生活安全全部生活安全総務課 電話（〇五八）二七一一二四二四
内線三〇二六

平成三十年五月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社